

家事事件・少年事件の最新動向を追う  
唯一の判例雑誌

# 家庭の 法と裁判 第47号

2023年  
12月  
刊行

2023年12月刊 B5判 152頁 定価1,980円(本体1,800円)

978-4-8178-4932-8 商品番号:31009 略号:家判

特集

## 少年事件における 弁護士付添人の実務

廣瀬 健二 早稲田大学社会安全政策研究所招聘研究員  
岩崎 政孝 弁護士・上智大学法科大学院教授  
藤永 祐介 千葉家庭裁判所判事  
葛西由布子 東京家庭裁判所主任家庭裁判所調査官  
山崎 健一 弁護士

少年事件における弁護士付添人の  
役割や意義、実務の基本的な心構え  
や勘所、裁判官や調査官が付添人に  
期待する役割・活動などを解説。

解説

【主な収録内容】

### ◆ 人事訴訟・家事事件の手続のデジタル化

～令和4年・令和5年改正民事訴訟法, 人事訴訟法および家事事件手続法等の概要～

脇村真治(農林水産省大臣官房法務支援室長(前法務省民事局参事官))

波多野紀夫(法務省民事局参事官(前民事法制企画官))

### ◆ 公正証書に係る一連の手続のデジタル化

～令和5年改正公証人法の概要～

村松秀樹(法務省大臣官房会計課長(前法務省民事局総務課長))

遠藤啓佑(法務省民事局付兼総務課登記所適正配置対策室長)

### ◆ 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の 増進に関する法律」の施行について

志村和俊(内閣府政策統括官(政策調整担当)付参事官(性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進担当)付企画官)

連載

### ◆ 民事信託と後見制度を併用する場合の諸問題

第4回 民事信託の受託者と任意後見人の地位の兼任について

日公連民事信託研究会、日弁連信託センター

その他、実務をフォローする裁判例・連載記事が充実!



ほか

▲バックナンバーや  
目次が確認できます!

 日本加除出版

営業部  
TEL:03-3953-5642  
FAX:03-3953-2061

X(旧Twitter) @nihonkajo

www.kajo.co.jp



日本加除出版HP

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 営業時間:月～金(祝日除く) 9:00-17:00

## 弁護士付添人活動の実務 ～活動の基本姿勢とポイント～

弁護士・上智大学法科大学院教授 岩崎 政 孝

### 第1 はじめに

少年事件における弁護士は、少年の理解、少年事件手続の様々な特徴に注意し、少年の成長や立ち直りを願って活動する。事件に関わる少年は、虐待といった過酷な生い立ちや恵まれない生活を経験し、精神的にも十分に満たされな

## 家庭裁判所からみた弁護士付添人との 連携と協働 —カンファレンスの在り方を中心に—

千葉家庭裁判所判事 藤 永 祐 介

### 第1 はじめに

弁護士付添人（以下「付添人」という。）は、その活動結果をどのように家庭裁判所（以下

### 1 事件受理時の検討

事件が裁判所に送致されると、裁判官は、書記官の事前チェックによる補助を踏まえて法律記録を検討して、調査命令を発する（少年法8

## 人事訴訟・家事事件の手続のデジタル化～令和4年・令和5年 改正民事訴訟法、人事訴訟法および家事事件手続法等の概要～

農林水産省大臣官房法務支援室長（前法務省民事局参事官） 脇村 真 治  
法務省民事局参事官（前民事法制企画官） 波多野 紀 夫

官は、まず、非行事実を検討し、法律記  
び非行事実が認定できるか、その証拠  
があるか、補充捜査依頼や証人尋問等  
の必要があるかについて検討し、非行事実  
の証拠が得られれば、調査命令を発する。  
長に争いがあり、証人尋問が必要になる

### はじめに

本年（令和5年）6月6日、人事訴訟事件の手続といった民事裁判手続のデジタル化を図る「民事関係手続等における情報技術の活用等の推進を図るための関係法律に関する法律」（令和5年法律第53号。以下「改正法」という。）が成立し、同月公布された。また、令和5年改正法に先昨年（令和4年）5月18日、民事訴訟（訟を除く。以下同じ。）に関する手続のデジタル化を図る「民事訴訟法等の一部を改正

## 公正証書に係る一連の手続のデジタル化 ～令和5年改正公証人法の概要～

法務省大臣官房会計課長（前法務省民事局総務課長） 村 松 秀 樹  
法務省民事局付兼総務課登記所適正配置対策室長 遠 藤 啓 佑

### はじめに

本年（令和5年）6月6日、「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和5年法律第53号。以下「改正法」という。）が成立し、同月14日に公布された。

改正法は、主として、裁判所における民事関係手続のデジタル化を図るものであるが、その一環として、公証役場で作成される公正証書に係る一連の手続に関する規律についても、デジ

府の喫緊の課題とされている。

公証人法（明治41年法律第53号）は、公正証書の作成、保存及び公証（公正証書の正本・謄抄本の交付等）に係る一連の手続について規律しているところ、これらの規律には、書面、押印及び対面を前提としたものが少なくないため、これらの一連の手続についてデジタル化を進めることが求められていた。

法務省民事局が令和4年11月から12月にかけて公証役場の利用者を対象に行ったアンケート調査においても、公正証書の正本・謄抄本の提

